

令和4年度 いじめ防止基本方針

富岡市立黒岩小学校

1 いじめに対する基本的な考え方

- (1) いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。（いじめ防止対策推進法第1条）
- (2) 「いじめ」とは、「児童等に対して、一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条）
- (3) 法として「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめ防止対策推進法第4条）と定められていることをしっかりと認識する。
- (4) いじめはどの学級でも、どの子供にも起こり得るという認識のもと、いじめの定義を再確認し、ささいな兆候も積極的に認知するとともに、いじめは人権侵害であり「いじめを絶対に許さない」という姿勢で対処していく。
- (5) いじめの根絶は、学校のみでなく、児童、家庭、地域、関係する機関等が一体となって取り組むことが重要である。

2 いじめ防止のための方針

- (1) 学校の全教育活動における道徳教育を通して、よりよい生き方を考えることができるように心の教育の充実に努める。
- (2) 積極的な生徒指導と教育相談の充実ににより、児童に寄り添う指導・支援を推進する。
- (3) 児童のよさや可能性を認め・伸ばすことを心がけ、自己有用感に裏付けられた自尊感情を育む。
- (4) 児童が、安心して生活できる安全な学校づくりを行うとともに、児童のよりよい人間関係を築く力と自主的・実践的な態度を育成する。
- (5) 児童がいじめの問題性に気づき、主体的にいじめ防止に向けて行動を起こせるような取組を推進する。
- (6) 「いじめ防止対策委員会」を核として情報の共有化を行い、いじめの「未然防止」、「早期発見」に努める。「いじめ防止対策委員会」は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭で組織する。

3 いじめの未然防止、早期発見の具体策

- (1) 「生命尊重」に関する学習を、人権教育及び道徳教育の年間指導計画に具体的に位置付け、系統的・計画的に確実に実施する。
- (2) わかる喜び・できた嬉しさを実感できるよう、児童主体の授業を実践する。
- (3) 縦割り班による異学年交流を実施し、学校全体としてよりよい人間関係づくりを推進する。
- (4) スクールカウンセラーとの連携により、ソーシャルスキルトレーニングを実施し、自己肯定感を高める。
- (5) 集会等において発表する場を設定し、児童が充実感・満足感を味わう機会を充実する。
- (6) 児童会活動を活性化し、児童が主体的に動く活動を積極的に取り入れる。
- (7) 「いじめ防止ポスター」や「いじめ防止宣言」を校内に掲示し啓発する。

- (8) 年間2回の人権旬間に合わせ、全校児童が友達と仲良くするためにはどうすれば良いか考え、学年ごとに人権目標を設定し、校内に掲示したり、振り返ったりする。
- (9) 友達への感謝の気持ちを書き込んだメッセージを掲示し、児童がお互いに感謝の気持ちを伝える機会とする。
- (10) 定期的（月1回）に「なかよしアンケート」を実施し、児童の様子をきめ細かに把握する。
- (11) 職員会議ごとに「児童に関する情報交換」を行い、気になる児童に関する情報の共有化を図ると共に適切に記録を残し、保護者と連携を取りながらきめ細やかな支援を行う。
- (12) 情報モラル教育を充実することにより、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。
- (13) 「いじめ防止子ども会議」を実施し、中学校区内3校でいじめ防止に関する情報交換を行い、小学校から中学校への滑らかな接続を図る。
- (14) 児童がストレスの対処方法等について理解するとともに、現在起きている又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動をとることができるようにする。

4 いじめへの対応

- (1) いじめを受けた児童の立場に立って対応すると共に、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保することを最優先とする。
- (2) いじめが疑われる場合には、「いじめ防止対策委員会」を核として、詳細に、丁寧に、迅速に事実確認をし、組織として適正な対応をとる。
 - ア 情報提供者からの聴取
 - イ 被害児童からの聴取
 - ウ 全職員から情報収集
 - エ その他の児童からの情報収集
 - オ 加害児童からの事情聴取
- (3) いじめが認められた場合には、以下のとおり対応する。
 - ア 被害児童の安全確保と継続的支援（保護者も含む）
 - イ 指導方針の決定（緊急度、危険度、指導上の留意事項）
 - ウ 加害児童への指導と援助（保護者も含む）
 - エ 周囲の児童と全体への指導
 - オ 犯罪行為等があった場合、関係機関と連携
- (4) 保護者については、その願いをじっくりと聞き、親としての責務についてもきちんと話し合う。また、被害児童の保護者と加害児童の保護者との間で争いが起こらないようきめ細かな配慮をする。
- (5) 被害児童、加害児童の心のケアのため積極的にスクールカウンセラーを活用したり、児童相談所と連携したりする。

5 重大事態への対処

- (1) 「いじめにより在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき」及び「いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」には、直ちに教育委員会に報告するとともに、教育委員会と密に連携をとりながら、調査委員会において、速やかに調査を実施する。この調査は当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

- (2) 重大事態に該当するか否かについては、いじめを受ける児童の状況に着目して判断するとともに、いじめられた児童や保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。
- (3) 学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめが発生した背景としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。
- (4) いじめが犯罪行為と認められる場合は、富岡警察署と連携し、対処する。特に、児童の身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに富岡警察署に通報し、援助を要請する。
- (5) 校長及び教員は、いじめを行っている児童に対して、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える場合がある。
- (6) 客観的な事実に基づいた記録を残し、指導に反映させる。